

令和 8 年 1 月 7 日
茨城県議会事務局

「茨城県議会障害者活躍推進プラン」に基づく取組状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく取組結果の公表については、以下のとおりです。

1 評価年度

令和 7 年度

2 目標の進捗状況

①採用に関する目標

目標：当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率を着実に達成する。

結果：令和 7 年 6 月 1 日時点の実雇用率は、4.35% となり、法定雇用率（2.8%）を達成した。

②定着に関する目標

目標：不本意な離職者を極力生じさせないようにすることで、定着率の向上を図る。

結果：令和 7 年度の職場定着率（年度内採用者の年度末時点の在籍率※）は、100% であった。

※職場環境等に起因する不本意な離職でないもの（ステップアップのための転職、健康上の理由等）を除く。

③満足度向上に関する目標

目標：職場環境等の改善事項を把握し、着実に対応することで、満足度の向上を図る。

結果：所属長等が障害のある職員との定期的な面談を行い、職場環境や業務内容等について確認及び改善を行うことで、満足度の向上に努めている。

3 取組状況

以下のとおり、概ねプランどおり実施できている。

①障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者雇用推進者として、次長兼総務課長を選任した。

○障害のある職員の相談員として、配属所属の課長補佐（総括）を指定した。

○同僚職員が定期的に声かけ等を行い、障害に対する必要な配慮がなされているか確認するとともに、仕事や体調等の状況を見守った。

②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○障害のある職員の希望に応じて、定期的に（年3回以上）面談を実施し、業務内容等についての適合の状況を確認することとした。

③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○所属長等による定期面談等を通じて、必要な配慮等を把握するほか、随時相談員が相談に応じることとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じた。

○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行った。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定しないこと。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定しないこと。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しないこと。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しないこと。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施しないこと。

④その他

○障害者就労施設等へ印刷物の発注を行った。